

2020年4月から事業所・飲食店等は、
原則屋内禁煙が義務づけられます！

事業者向け 受動喫煙対策 説明会

無料
事前申込制
定員200名

健康増進法の一部改正に伴い、望まない受動喫煙を防止するため、2020年4月1日から複数の方が利用する全ての事業所・飲食店等は、原則、屋内禁煙が義務づけられます。

ただし、例外として喫煙室等の設置が認められています。

本説明会では改正健康増進法の内容と、事業者の皆さまが取るべき受動喫煙対策について説明します。
また、個別相談会も実施しますので、ぜひ御参加ください。

日時・場所

2019年

9月11日（水） 14:00～16:30 (13:30 受付開始)

栃木県自治会館 4階大会議室 (宇都宮市昭和1-2-16)

※ 案内図は裏面にあります。駐車場に限りがありますので、公共交通機関の利用をお願いします。

内容

① **改正健康増進法に基づく受動喫煙対策について** 14:00～15:15

講師 栃木県 保健福祉部 健康増進課 職員 ※ 第二種施設向けの説明が中心となります。

② **個別相談会** 15:25～16:30

希望者多数の場合、調整させていただく可能性があります。

※ 第二種施設とは……

商店、飲食店、理美容店、娯楽施設、観覧場、集会場、百貨店、事務所、金融機関、美術館、競技場、鉄軌道駅、バスターミナル等 あらゆる施設を指します。

対象者

県内の事業主や企業の施設管理担当者 等



主催 栃木県・宇都宮市



会場案内図



自家用車でお越しの場合は、自治会館北側駐車場又は県庁地下駐車場を御利用いただき、駐車券を忘れずに会場受付へお持ちください。公共交通機関の利用に御協力ください。

参加申込み

メール又はFAXのいずれかの方法で下記申込先へお申し込みください。

FAXでお申込みの場合

下記申込書を御記入の上、お申し込みください。

FAX番号：028-623-3920

メールでお申込みの場合

件名を【受動喫煙対策説明会申込み】とし、企業・団体名、参加者氏名、業種、住所・所在地、電話番号、メールアドレス、個別相談の希望の有無、事前質問（あれば）を御記入の上、

kenko-choju@pref.tochigi.lg.jp

に送信してください。

締め切り

9月9日（月）

受動喫煙対策（事業者向け）説明会 FAX申込書

| | | |
|---------------------|-----------------------------|-------|
| 申込者 | 企業・団体名 | |
| | 参加者氏名 | |
| | 業種 (例：製造業 等) | |
| | 住所・所在地 | 市・町 |
| | 電話番号 | - |
| | メールアドレス | |
| 個別相談 (当てはまるものに○) | 希望する | 希望しない |
| 事前質問 (あれば) | ※ 事前質問については、説明会でできるだけお答えします | |

- ※ できるだけ多くの企業・団体様に御参加いただくため、1企業・団体あたり1名様のご参加とさせていただきます。
- ※ 説明会及び個別相談について、応募多数の場合は調整をさせていただくことがあります。

栃木県 保健福祉部 健康増進課 健康長寿推進班

TEL : 028-623-3094 FAX : 028-623-3920

E-mail : kenko-choju@pref.tochigi.lg.jp